

市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制 (森林環境税(仮称))等の新たな仕組みの早期導入等について

北信越部会提出
説明担当 新発田市

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きいものがあります。

また、わが国は、京都議定書第1約束期間において、温室効果ガス排出削減義務の6%のうち森林吸収量で3.8%を確保し目標を達成したところですが、2030年度に26%減(2013年度比)の温室効果ガス削減目標達成のために、森林吸収量で2%(2013年度比)を確保することとしたことから、引き続き森林を維持するための持続的な森林経営の確立が求められています。

しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題があり、こうした課題を克服する必要があります。

このため、平成28年度政府与党の税制改正大綱においては、「市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制(森林環境税(仮称))等の新たな仕組みを検討する。その時期については適切に判断する。」とされたところであります。

もとより、地球温暖化防止を確実に実施するためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策を山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠であり、これにより山村地域が活性化することによって、地方の創生の実現が図られるものと確信しているところであります。

つきましては、下記事項の実現を強く要望いたします。

記

地球温暖化対策、国土の保全や地方創生に資する森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、平成28年度税制改正大綱に盛り込まれた「市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制(森林環境税(仮称))等の新たな仕組み」の確実な導入に向け、早期に具体的な制度設計を行うこと。